平成２１年（フ）第７５４号
広島市南区西霞町24番26号、住民票上の住所
広島市南区東雲３丁目５番19号
債務者　岡野裕美子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７７８号
広島市南区宇品海岸２丁目６番23―101号
債務者　西岡　大子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７７９号
広島市南区宇品海岸２丁目６番23―101号
債務者　西岡　恒星
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７８０号
広島市南区宇品海岸２丁目６番23―101号
債務者　西岡　悌子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０８号
広島市中区富士見町８番18―702号
債務者　光森李こと　李　　金玉
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０９号
広島市西区観音町８番18―301号
債務者　板橋　一郎
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８４５号
広島県廿日市市塩屋２丁目５番35号
債務者　吉村　行俊
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２２号
広島市佐伯区杉並台１番地10
債務者　高畑ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２８号
広島市安佐南区緑井７丁目14番17号
債務者　三宅麻規絵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７１号
福岡県春日市松ヶ丘５丁目53番地
債務者　桜木　光秀
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３７２号
福岡県春日市松ヶ丘５丁目53番地
債務者　桜木スマ子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２１号
福岡県久留米市田主丸町田主丸146番地14
債務者　大森　隆治
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２２２号
福岡県久留米市田主丸町田主丸146番地14
債務者　大森　久榮
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３９号
北海道沙流郡日高町富川南１丁目２番16号
債務者　入江　通夫
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
山形県新庄市住吉町３番15号　ミドリハウス１号室
債務者　武田オリーブこと　ストウオリーブビピノーサ
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第５８号
茨城県龍ケ崎市入地町329番地７、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市白羽１丁目24番地13
債務者　太田立比古
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目７番地３　グランＳＫ106号室
債務者　中島　浩昭
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
山梨県南アルプス市東南湖434番地８
債務者　三沢　和人
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係